

人口集中地区におけるドローン飛行の規制緩和

全国

- 人口集中地区（DID地区）のうち、工業専用地域に該当する区域については、航空法第132条の85に基づく国土交通大臣の許可等を不要とすることとし、2026年3月に関係告示を制定した。

規制改革の内容

措置前

人口集中地区内では、原則飛行許可手続等が必要。

措置

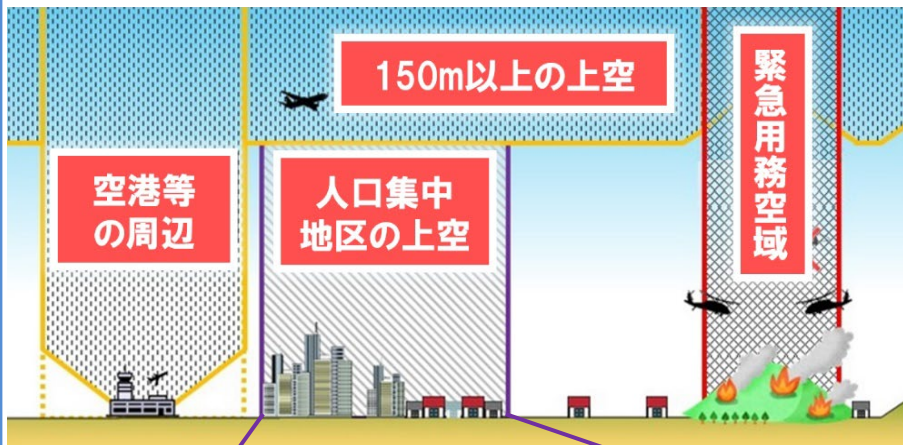
人口集中地区のうち、工業専用地域に該当する区域については、航空法第132条の85に基づく国土交通大臣の許可等を不要とする。

効果

事業者の負担を軽減
ドローンの産業利用の拡大

規制改革の概要

無人航空機の飛行の許可が必要となる空域



関係告示を制定することで、工業専用地域については、航空法第132条の85で規定する人口集中地区の規制から除かれ、飛行許可手続等が不要となる。